

コロナ対策見える化ポップ使用ガイドライン

(目的)

1. このガイドラインは、「コロナ対策見える化ポップ」の使用のため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

2. ポップとは、北杜市が制作した「コロナ対策見える化ポップ」の図案及び文字列並びに使用フォントをいう。

(ポップの使用に関する権利)

3. ポップの使用に関する一切の権利は北杜市に帰属する。使用について、使用期限は設けない。

(使用目的)

4. ポップは、新型コロナウイルス感染症対策を見える化させる目的で使用する。

(使用の範囲)

5. ポップは、使用申請を行った事業者等が使用できるものとする。

6. ポップの使用目的又は使用方法が次のいずれかに該当する場合は、ポップを使用することができない。

(1)法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

(2)北杜市の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合

(3)第三者の利益を害すると認められる場合

(4)特定の個人、団体、法人（北杜市を除く。）の商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合

(5)特定の商品名やブランド名として使用する場合

(6)当該事業者等の品質を北杜市が保証しているかのような誤解を招きやすい方法で使用する場合

(7) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合

(8)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用される場合

(9) その他北杜市が不適當であると認める場合

(使用上の留意事項)

7. 事業者等は、北杜市が提供したポップを営利目的で使用したり、製作物を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(使用料)

8. ポップの使用料は、無償とする。

(報告及び調査)

9. 北杜市は、ポップの使用者に対して、ポップの使用状況について報告を求め、又は必

要な調査を行うことができる。

(経費等の負担)

10. 北杜市は、ポップの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

11. 北杜市は、ポップを使用した事業所等についてその品質等の保証責任を負わない。

12. 北杜市が、事業所等が表示するポップの内容について、正確性、適法性を保証するものではなく、使用者がポップの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

13. 北杜市はポップの使用に伴って事業者等に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

14. 事業者等は、ポップの使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、事業者等の責任をもって処理するものとし、北杜市は、それに関する一切の責務を負わない。

15. 事業者等は、ポップの使用において故意又は過失により北杜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を北杜市に賠償しなければならない。

16. このガイドラインは、北杜市により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

17. 本ガイドラインに定めのない事項については、北杜市が判断するものとする。